
平成30年 第4回(定例)周防大島町議会会議録(第2日)

平成30年12月11日(火曜日)

議事日程(第2号)

平成30年12月11日 午前9時30分開議

- 日程第1 議案第13号 周防大島町公民館条例等の一部改正について
- 日程第2 議案第14号 周防大島町サン・スポーツランド片添、周防大島町片添ヶ浜温泉遊湯ランド及び周防大島町青少年旅行村の指定管理者の指定について
- 日程第3 議案第15号 平成30年度道の駅サザンセットとうわ増築工事(建築)の請負契約の締結について
- 日程第4 岩国基地関連対策特別委員会の設置について
- 日程第5 地域活性化・害獣対策特別委員会の設置について
- 日程第6 防災対策特別委員会の設置について
- 日程第7 議会広報編集特別委員会の設置について
- 日程第8 病院事業改革等特別委員会の設置について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第13号 周防大島町公民館条例等の一部改正について
- 日程第2 議案第14号 周防大島町サン・スポーツランド片添、周防大島町片添ヶ浜温泉遊湯ランド及び周防大島町青少年旅行村の指定管理者の指定について
- 日程第3 議案第15号 平成30年度道の駅サザンセットとうわ増築工事(建築)の請負契約の締結について
- 日程第4 岩国基地関連対策特別委員会の設置について
- 日程第5 地域活性化・害獣対策特別委員会の設置について
- 日程第6 防災対策特別委員会の設置について
- 日程第7 議会広報編集特別委員会の設置について
- 日程第8 病院事業改革等特別委員会の設置について
-

出席議員(12名)

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 藤本 浄孝君 | 2番 新田 健介君 |
| 3番 吉村 忍君 | 4番 砂田 雅一君 |

5番	田中	豊文君	6番	吉田	芳春君
7番	平野	和生君	9番	尾元	武君
10番	新山	玄雄君	11番	中本	博明君
12番	久保	雅己君	14番	荒川	政義君

欠席議員（2名）

8番	松井	岑雄君	13番	小田	貞利君
----	----	-----	-----	----	-----

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長	舛本	公治君	議事課長	大川	博君
書記	池永	祐美子君			

説明のため出席した者の職氏名

町長	椎木	巧君	代表監査委員	西本	克也君
副町長	岡村	春雄君	教育長	西川	敏之君
病院事業管理者	石原	得博君	総務部長	中村	満男君
産業建設部長	林	輝昭君	健康福祉部長	平田	勝宏君
環境生活部長	佐々木	義光君	久賀総合支所長	藤井	正治君
大島総合支所長	近藤	晃君	東和総合支所長	山崎	実君
橘総合支所長	中村	光宏君			
会計管理者兼会計課長				大下	崇生君
教育次長	永田	広幸君	病院事業局総務部長	村岡	宏章君
総務課長	岡本	義雄君	財政課長	重富	孝雄君
社会教育課長	藤井	郁男君	商工観光課長	大川	渉君

午前9時30分開議

○議長（荒川 政義君） おはようございます。

昨日の本会議に引き続き、ただいまから本日の会議を開きます。

松井議員、小田議員から欠席の通告を受けております。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

昨日の本会議中の答弁の中で、佐々木環境生活部長より追加答弁を求められておりますので、これを許可します。佐々木環境生活部長。

○環境生活部長（佐々木義光君） 昨日は、大変失礼いたしました。昨日の田中議員さんの事業計画の策定の提出期限につきまして、お答えいたします。

環境省に問い合わせいたしましたところ、災害の査定日が来年の1月29日のため、それまでに提出をとということでございます。

以上でございます。大変失礼いたしました。

日程第1. 議案第13号

○議長（荒川 政義君） 日程第1、議案第13号周防大島町公民館条例等の一部改正についてを議題とします。

昨日、説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑はございませんか。砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） この条例は、14の条例を一つの議案で審議をするという、中身も大変豊富ですし、複雑で、しかも町民負担が変わるという重要な議案でもあると思います。

質問の1点目ですが、第1条の公民館条例、それから第2条の総合センター設置条例、第3条の大島文化センター設置及び管理に関する条例の中、この各条例の6条または10条で職員に関する項目がありますが、この中で、これまでは公民館に館長、主事、その他職員を置くとなっていたわけですが、これを末尾の置くという表現が、置くことができるというふうに改定をされます。

つまりこれは、置くとなっていたものが置くことができるという、できる規定に変わるというその意味ですが、反対解釈としては、置いても置かなくてもどっちでもええというふうになると思うんですが、そういう理解でよろしいのか伺います。

特に公民館条例、それから大島文化センターでは図書館がありますし、その司書、今、久賀に1人だけ司書がいらっしゃるということです。図書館司書がいらっしゃるということです、この図書館司書というのは、蔵書の充実のために本当に大事な役割を担っていただいていると思いますが、この図書館の司書も、今は置くというふうになっているので、事実上、置かなければならないこととなりますが、この改定によって置かなくてもよくなるというふうになるのかどうか。そういう法意——条例の意味は、そういうふうになるというふう理解していいのかどうかを伺います。

それから2点目ですが、この改定の内容によりますと、1時間単位での料金に変わる部分が大半を占めています。こうなると、短い時間を使えば安いし、長い時間を使えば高くなる。当然ですが、そういうふうになるわけですが、こうなると、町の収入としては、施設ごとに増えたり

減ったりと、決算上はですね。そういう事態が出てくると思いますし、また、町民の方から言うと、増えるか増えないかは、自分たちが使う施設がどうなるかということが、関心の中心になるわけで、やっぱりそれぞれの施設ごとに見ていく必要があると思うんです。

例えば、公民館条例の中に、久賀の公民館ですか、久賀総合センターを例にとってみると、この条例の昼間という定義が、9時半から17時までの8.5時間ということになりますが、仮にこの8.5時間に210円を掛けたら1,785円になって、今は1,080円ですので、695円高くなるという計算になります。1日中、施設を使うということはほぼあり得ないとは思いますが、計算上は、そういう長く使えば今よりは高くなると。逆に昼間4時間だけ使うということになれば、210円の4時間で840円となって、今よりは240円安くなるということになります。

こういう計算でいくと、調理場についてはこれは高くなります。昼間フルに使うとすれば、今よりも4倍以上高くなるし、夜間だけ使ったとしても、今よりも2倍高くなります。ということで、例えば今までの実績、各施設の実績に基づいて、それを計算根拠としてこの改定を当てはめたらどうなるかという、そういう計算をしなければ、実際にどうなるかはこれはわからないと思うんです。

そういう計算をしているのであれば伺いたいと思いますが、この施設、14の条例の改定の中で、一番高くなるというのはどういう施設が考えられるか、その金額とか、その理由とか、その辺をまずお伺いをいたします。

○議長（荒川 政義君） 西川教育長。

○教育長（西川 敏之君） 失礼します。私のほうからは、1の質問について、お答えさせていただきます。

置くことができるという形にしておりますのは、社会教育課の再編という形で、それぞれの公民館にいた職員を本課に引き上げている形になっています。もちろん本課に地区担当はおります。そういう形になっていますから、今の情勢にあわせて置くことができるというふうに変えています。

ただ、本課には、それぞれ大島地区、久賀地区、橘地区の担当者はおりますし、社会教育課全体は少し、本課のほうは増えております。

それから図書館のほうは、御指摘のように本務者は久賀におります。これは引き上げる予定はありませんで、そこにおっただいて、他の図書館の指導をしていただく、あるいは一緒に図書館業務の充実を図っていただくという形で、図書館のほうは、現行の予定を通す予定です。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 永田教育次長。

○教育次長（永田 広幸君） 続きまして、それでは、増額となったところとか、そういったところの状況でございますが、まずもって、時間単価の設定によりまして、上がったところ、下がったところ、当然出てきております。また、調理室につきましては、光熱費を受益者負担の観点から徴収するというので、当然、増額という形になっております。

ただ、今回の改正の目的が、使用料の統一ということで、一定の増減というのは、当然発生してきておるわけですが、極力、増額につながらないという形での調整ということでさせていただいております。

具体的には、各施設におきまして、現在の使用料を、29年度ベース等で試算をしておりますが、こちらにつきましては、まだまだ回数の問題とか、そういった詳細な調査というところまではいっておりませんが、少なからず大きな概算というところで整理をしております。

この点につきましては、担当課長の方から、後ほど、答弁を補足させていただこうと思っておりますが、そういう状況でございます。どうぞ御理解をいただければと思います。

○議長（荒川 政義君） 藤井社会教育課長。

○社会教育課長（藤井 郁男君） 失礼します。今、次長が申しあげましたように、概算ということで算出をしております。細かいところにつきましては、日中設定とか、それを時間に置きかえるとかという細かいことがありますので、あくまでも概算ということになるんですが、基本的に公民館等の社会教育施設に関しては、ほぼトータルのなものでは、設定料金が安くなるということで、29年対比ではマイナスの計算になっております。

収入として低く予想されるのが、大島文化センターと橘総合センターですね。そちらのほうは、料金改定によりちょっと減額になるというふうな形での、今現在の算出があります。

ちょっと数字的には、まだ正式なものではないので、ちょっとまた再度細かい点を詰めて計算をしたいと思っております。

それと、あと全体的にはこう……（「高くなるというのは」と呼ぶ者あり）高くなるというのは、先ほどちょっと具体的に調理実習室とかというような使用料がありますけど、そういったものは、光熱水費、今まではとっていなかったところがほとんどなんですけど、そういった形でのプラスがあって、その使用料については高くなる部分はあると思いますけれども、全体的には、例えば210円ということで、砂田議員さんからもありましたけど、5時間使えば1日計算よりは安くなると、久賀を公民館の例えで言えばですね。

そういったこともありますので、特に1日をかけて使うというのは、ほとんどまれなケースでしかない。それで、生涯学習の登録団体というのが各公民館はありますが、こちらのほうの利用に関しては、部屋の使用料はとっておりません。冷暖房の使用料のみということで、団体の負担としては安くなるという方向があります。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。（「まだある」「つけ加えさせて」と呼ぶ者あり）西川教育長。

○教育長（西川 敏之君） 少し補足させていただきます。

1室あたり、1時間200円というベースになっていると思うんですが、それは近隣の市町の施設使用料等を標準とし、東和総合センターとか、橘総合センターのことをベースに判断しています。

それから、調理室の300円が出ますよね。その300円というのは、現在は東和総合センターの厨房施設料も300円加算していますので、それにあわせて、ただ、今までが余りにも旧市町ごとにばらばらだったもので、統一すると、できるだけ下にあわせたいつもりですけど、従来優遇されてたところは、少し上がっている形になっているかと思うんですが、今回、だから、どこの調理室を使っても、同じ扱いにしたいなというので、結果的には、特定の施設が上がった形になっております。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 条例の語尾を変えるという問題についてですが、今の教育長さんの答弁では、それでは、何で変えなきゃいけないのかという疑問にも答えていないし、私の質問にもお答えになっていないと思うんです。その、置くとしたものが、置くことができるというふうに変えたのは、置かなくてもいいという意味に変わるんじゃないかということ伺ったんですよ。それは、今の御答弁は、教育委員会がどういう方針かというのはそれはそれで大事ですが、今、聞いているのはそのことです。

それから、各施設で大ざっぱな計算はされていると。安くなるのは橘総合センターとかが安くなると。安くなる場所は、具体的に言っていただきましたが、高くなる場所はどこですかと伺ったんですが、陸上競技場とか、B&Gの海洋センターとか、こういう施設はどうなりますか。そこを伺います。

○議長（荒川 政義君） 西川教育長。

○教育長（西川 敏之君） 不十分な答弁で失礼しました。置くことができるというのは、おっしゃったように、置くことができますから、解釈があって、将来的には置かなくてよいというところがあり得ますので、現在の方針と解釈は確かに違うと思うので、できる規定になっているのは御指摘のとおりです。

それから、B&Gと、今、陸上競技場が高くなっています。ちょっとここは精査も要るんですけど。あと日良居の公民館等も少し高くなったかな。ただ、去年、この試算は去年の実績で、その団体が全く同じ時間に使ったとした前提で比べられますので、それでやっています。トータル

でプラス・マイナスすると、マイナスになるんですけど、今言いましたように、でこぼこが出たのは御指摘のとおりです。

○議長（荒川 政義君） 藤井社会教育課長。

○社会教育課長（藤井 郁男君） 失礼します。図書館司書のことにつきまして、回答させていただきます。

町内には、御存じのように4館の図書館がございます。久賀の図書館は、現在、中央館ということで、県のほうに登録をしております、その他の3館は分館という扱いになっておることです。

それで、現在、中央館であります久賀図書館には司書がおります。分館については、その規定の適用がないことから、置くことができるということで、今回、上げさせていただいております。というのは、文科省の告示でも規定をされておまして、今回、実情にあわせてとうことで改正をさせていただくということです。

先ほどちょっと確認をいたしまして、図書館司書の関係で、橘の図書館には司書職の資格を持っている職員がおるといふことと、東和の図書館にも司書の資格を持っている——済みません、臨時の職員ですね。おりますということで御報告をさせていただきます。

○議長（荒川 政義君） 永田教育次長。

○教育次長（永田 広幸君） 2点目の御質問になろうかと思いますが、現在、条例改正に伴う影響ということで、内部で試算をしております。担当課ベースでの試算でございますが、私が持っております手元の資料によりますと、日良居公民館油良分館、こちらにつきましては、試算上では約5万円増額になっておるといふところと、陸上競技場につきましては約13万円、そしてB&G海洋センターにつきましては、約14万円増額という結果にはなっております。

全体では、先ほど申しましたように、6万円弱の減額にはなっておりますけれども、増額となったところといたしましては、そういったところでございます。ただ、こちらにつきましては、先ほど、教育長のほうが答弁いたしました、厳密な形には精査する必要があると思っておりますので、御理解いただければと思います。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 今あったように、これは29年度の実績に合わせればこうなるというだけで、今から社会教育をどんどん発展させようとか、公民館の使用をもっともっと町民の皆さんが利用しやすいような状況をつくっていかうとしたら、このやり方では、長く使えば使うほど、負担は増えるということになってしまうので、それは矛盾していくと思うんですね。もう社会教育は要らないということであれば、こういうやり方もありかもわかりませんが、それは正しくないと思いますので。

それから、B & Gやら陸上競技場は高くなるということで、B & Gは、実際にどういうふうな使われ方がされているのか、お伺いをします。町民の皆さん方があそこを使う場合、どういう目的でスポーツもありましょうし、それのもし今資料がありましたら、去年の実績でもいいですが、今までの実績でも、どういう使われ方がされているのか伺います。

それから、実態に合わせてできる規定にしたと言いますが、実態というのがどういう実態なのかわかりませんが、実態はやっぱりその、町民の皆さん方のそういうこう何と申しますか、社会教育関係の状況が、環境が良くなるということが、本来の行政サービスのあるべき姿であって、実態がどういうふうになったから、このできる規定になるのか、その辺はいかがでしょうか。

それから、これは単純に見ると、例えば、大島町地区体育館は今までよりも70円、もう単純に、今までも1時間当たり、今回も1時間当たりで、単純に70円値上げになる。こういうのももう、どんな使われ方をしようが今までの単価が上がるわけですから、これも単純に値上げになるということになると思いますが、いかがでしょうか。そういうところです。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 具体的な詳細については教育委員会のほうで、今の御質問にも答弁をさせていただくと思いますが、今回の公民館条例等、いろいろな条例の一部改正して統一をするということは、これまでも何度もこの議会の中で、使用料とか使用の規定とかの統一が図られていないということが、何度も問題になりました。その都度、いずれ使用料とか、また利用形態について統一を図っていきたいということ、答弁を教育委員会がしておると思います。

その中で、今回のこの条例改正が出てきておるということでございますので、当然のことながら、公民館だけでも、その中央的な公民館が旧町ごとに一つずつあって、4館あるわけでございます。そしてまたさらに、分館的なものも、例えば日良居とか、油良とか、または椋野とか、いろいろとこう小さくあります。それらを全てを使用料を統一するという今回の改正でありますので、それに基づいて、それぞれが全てが、例えば低くなるように設定というのは、基本的には難しい、物理的にも難しいということがあるというふうに思います。

そこで今、議員さんが御指摘いただいているような、70円上がる場所があるよということがあります。当然のことながら出てくると思います。

そこで、そのそれらを全て一番低いところに合わせるかということには、当然ならないと思います。そういうことですから、使用料の統一の中では、これは上がる部分も下がる部分もあるが、できるだけそれを低く抑えようという形にはなっておると思います。

そして、館長、司書のことでございますが、館長というのは、例えばそこに、旧町の時代の話ですね、旧町それぞれの公民館があって、そこに館長を置く。社会教育主事の資格を持った館長がおるということで、社会教育を推進していくということでございましたが、実は今、私たちの

周防大島町の中に4つの公民館と——公民館的なものですね、これは総合センターと言ったり、文化センターと言ったりしていますが、公民館と、そして3つ——油良、日良居、棕野ですかね。のようなその分館もあります。

これらに、今、言われる館長を置くかどうかということにつきましては、この1万6,000人の町の中に、4つ、その中央公民館的な施設があつて、そしてまた、それにそれぞれ館長を置ける状況にあるかどうかということも考えていただきたいと思います。

館長が、今現在、嘱託の館長という方も置いております。このようにして、これは、これに行革をあてはめるといったら、また反対の御意見があるんだらうと思いますが、いずれにいたしましても、効率化というのは図っていかなければならないというふうには思っておるところでございます。

というのは、この1万6,000人の町民のその社会教育を推進するのに、4つの公民館を置くこと自体は、それは当然ながら置かなければならないと思いますが、しかしながら、それに全てをフルの形がとれるのかということは、今の状態ではなかなか難しい状況になっているというふうに思います。

図書館にしましても、1万6,000人の町に4つの図書館があつて、4つの図書館長がおつて、4人の司書が——4人ちゅうか、それぞれに司書が置いてあるということがいいと思いますが、そのようなフル装備はなかなかできにくくなってきているということは、ぜひとも御理解をいただきたいと思います。

それで、社会教育は要らないのかということがありました。そんなことは全くありません。社会教育は充実するべきだとは思いますが、べきだと思ひますし、しなければならぬと思ひつゝところでございますが、しかしながら、10年前、20年前と、今現在のその利用の実態というものをよく考えていただかなければならぬと思ひます。

以前は、私たちが若いころには——若いころと言ひますとおかしいですが、公民館によく出入りしているところにつきましては、そこの社会教育主事が中心になつて、そして、青少年教育とか、婦人教育とか、またはその高齢者の教育とかいうことを、主体的に社会教育主事が中心になつて推し進めるというような社会教育が中心でございました。

今現在の實態を見ておりますと、また利用形態を見ておりますと、人から指導的にやっていたくような社会教育ではなくて、それぞれの団体、またはそれぞれのグループが、それぞれがこの社会教育を推進する、それぞれの本人から主体的に推進する、それをサポートするというふうな形態に変わつてきておると思ひます。ですから、その實態に合つた、形態に合つたような管理体制というのにも必要になつてくるということでございます。

それともう一つは、やはりこの、人口の減少に伴うその4つのフル装備のことが、だんだんで

きにくくなっているということは、ぜひとも御理解をいただきたい。それが行革だというと、またおしかりを受けるんでしょうけれども、いずれにしましても、財政的な面から申し上げますと、今回のこの事故による大被害、そして、町の財政も大変大きな大損害を受けております。

そのようなことからしますと、これからは相当厳しい財政状況の中で、この行政を推進しなければならないということになると思います。そういうことになりますと、いずれこの町の全体の行政の見直しというのも必要になってくると思います。

そういたしますと、昨日の御質問にもありましたが、人事、給与までは手をつけないのかということになります。それは最後の話だといまして、できるだけ効率のいい行政を進めていくためにも、今回のこの公民館条例の改正については、ぜひとも御理解をいただけたらと思っております。

具体的なことは、また教育委員会のほうから御答弁をさせていただきます。

○議長（荒川 政義君） 西川教育長。

○教育長（西川 敏之君） 先ほど、私のほうで実態という言葉を使いましたので、そのことを。町長にも補足してもらいましたが、一つは、社会教育課の再編とか、従来は4町でした時期は、社教主事が4人おりました。それが2人になり、現在は1人という形になっています。

そしてまた、大変これはうれしいんですが、例えば、講座生の集いとか久賀であるんですが、実行委員会制度になって、だから実行委員会が立ち上がってそれを支援する形に持っていきたいなど。同じように久賀の駅伝も、久賀陸競が中心になってやってくださって、それを一緒にやっていくという形に、公民館が人を集めて何かする時代もあったと思うし、まだそれも必要だと思うんですけど、できるだけ、今言いましたように、地元の実行委員会とか、何か核になる団体がいて、それを応援する形に持っていきたい、そういう意味も含めて、実態という言葉を使わせていただきました。

○議長（荒川 政義君） 永田教育次長。

○教育次長（永田 広幸君） 砂田議員さんのほうから、B&G海洋センター並びに地区体育館の使用料ということでございますが、こちらの現状の利用形態といいますか、これまでの改定をした経緯というところで、少しお話をさせていただこうと思っておりますけれども、B&G海洋センターにおきましては、現在の使用料は、団体使用料と個人使用料にわかれておりまして、基本使用料とは別に照明料と冷暖房設備の料金設定がされております。

改定といましては、個人使用の区分をなくしまして、他の施設と同様に照明料を基本料金に含んだ金額にいたしまして整合を図るということで、照明料の関係を実際の電気料、月額基本料金と電力料金で試算いたしますと、全面使用、バレーボールコートで言いますと2区画部分になりますけれども、こちらで算定いたしますと、680円徴収することが必要であるという状況

ではございますが、他の施設との整合性を図りまして、1区画1時間当たりという設定で、320円に設定したというところが、妥当な金額ではないかと判断したところでございます。

続きまして、地区体育館につきましては、現行1時間当たり250円という状況ではございますが、こちらにつきましてもバレーボールコート1区画当たりの使用料320円、こちらと整合性を図りまして、また、冷房使用料等の試算を含めまして、1時間当たりの使用料が320円が妥当ではないかという金額で調整を図ったところでございます。

金額については、上がっておるという状況ではございますけれども、御理解をいただければと思います。よろしく願いいたします。（「どういう使われ方が」と呼ぶ者あり）

○議長（荒川 政義君） 藤井社会教育課長。

○社会教育課長（藤井 郁男君） 1点、よろしいでしょうか。どういう使われ方といいますと、スポーツ施設ということで、各種スポーツ団体とか、個人の利用とかというのがあるんですが、その形態につきまして、もう一度ちょっとお伺いをしたいんですが、よろしいでしょうか。（「だから、いろんなスポーツ団体とかある。対話してもいいですか」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）いけないですね。済みません。

ちょっとその辺は、具体的にお教えいただければと。（「それはもう3回言ったので、議長が許してくれば言いますが」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午前10時03分休憩

.....

午前10時05分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○社会教育課長（藤井 郁男君） 済みません。具体的には、バレーボールのクラブとか、卓球、バドミントン等のクラブがございまして。それで、総合型のスポーツ少年団の関係があるんですけど、その各スポーツ少年団等の団体ですね、それに加入されている団体がありますけど、そういった団体が、B&Gの体育館を活用しての活動を展開をしております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） ちょっと大変なボリュームの条例改正なんで、一度整理をさせていただきたいと思いますが、まず、これまでのこの改正までに至った検討の内容という、どういう検討をどれだけの時間をかけて、当然、現場での調査とか、聞き取りとか、そういうこともされておるとは思いますが、どういう検討をされてきたのか、その辺を簡単に結構ですので御説明ください。

それから2つ目は、料金設定を統一されるということであるんですが、この料金について、使

用料について、基本的な考え方、思想というのがあると思うんですが、その辺について御答弁をお願いいたします。

それと3つ目ですが、ちょっと具体的に、この中でほかと違うなと思うのが、町衆文化伝承の館、これについては名称を統一すると言いながら、この施設だけは名称が統一されていない。この理由についてお答えください。

それからもう一点、用途変更で削るという、部屋の使用、部屋自体をこの条例から削除するものがあるというこのことなんです、これについてもどういう理由で削除するのか、それについて、以上4点、御答弁をお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 永田教育次長。

○教育次長（永田 広幸君） 田中議員さんからの御質問の第1点でございますけれども、改正までの経緯ということで、かいつまんだ説明になりますけれども、本年、昨年の3月議会での答弁を踏まえまして、本年4月から教育委員会内部で本格的な協議を始めました。

10月の初めまで、6回の内部の会議を開きまして、その後、10月に町長協議、また11月に入りまして、教育委員会会議、社会教育委員会会議の意見をいただきまして、最終的な改正案としてまとめさせていただき、本議会のほうに提出させていただいたという状況でございます。

あと、内容といいますか、基本的な考え方といたしましては、大きくは施設料金を1時間単価とするといったところと、冷暖房使用料金、社会教育施設における施設の名称統一等の改正を行ったという状況でございます。

なお、町民の方、あるいは現場の実態調査につきましては、現状行っていないという状況でございます。

あと、基本料金の設定という2点目でございますが、基本料金の設定の経緯につきましては、近隣市町の施設料金を参考にいたしまして、現在の本町での水準がどうであるとか、そういったところについて検討をさせていただきまして、部屋では、基本的に1時間当たり、税抜きで200円が標準の額でありましたけれども、本町におきましても、その額が適当ということで、光熱費等の状況を勘案いたしまして、統一的に調整をさせていただいたところでございます。

なお、調理室につきましては、ガス、水道料を使用することを先ほど申しましたが、考慮いたしまして、300円を加算した額が適当であるということを判断いたしまして、合わせまして税抜きで500円という形で設定をさせていただいております。

なお、ホール及び冷暖房の使用料につきましては、部屋の面積で、まず当初考えておりましたけれども、基本的にその差が700平米というところで、また固定席があるかないかというところで、大島文化センター並びに橘総合センターを一つの基準に、また、東和総合センターと久賀公民館を一つの設定にと区分といたしまして、設定をした次第でございます。

3点目の町衆文化の伝承の館についてでございますけれども、こちらにつきましては、生涯学習のむらという一体施設と認識しておりまして、隣接しております歴史民俗資料館や用具、収蔵庫などの施設、一体とした施設として捉えた上で、社会教育課におきまして、他の施設と同様に名称を変更するより、現況の名称を残すことがよいと判断したことを採用いたしまして、教育委員会内部でも変更しないという決定をした次第でございます。

あと4点目で、用途変更で部屋を削るといふところの御質問でございましたが、今、現行条例において、貸し館の部屋が存在しておるかどうかといふところの調査をいたしまして、現在、倉庫等で使用されていない施設、あるいは将来も貸し部屋として利用のない施設、また利用のできない施設ということで、現在の条例上、整理が可能である部屋については、基本的に整理をさせていただきますまして、部屋を削ったという状況でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 今、3月議会でということがありましたが、改正までの経緯の御答弁でですね。私が、昨年の6月に一般質問で、この使用料の統一について御質問した際に、御答弁で、現在の料金設定は消費税分が改正しておりますが、旧4町の料金体系を引き継いだものとなっているものの、一律に使用料を統一することについては困難であると考えておりますという御答弁がありました。

このときに困難であると。私はもうできないと受け取ったんですが、困難であるという答弁がありながら、今回こういう改正条例が上げられるといふところの整合性といふのは、どういうふうになりますか、御答弁をください。

それと、料金設定の基本的考え方、2点目について御答弁がありましたけど、近隣市町を参考にしたとか、これで適当であるとか、そういうことを聞いているのではなくて、この210円なら210円、その金額が何をもとに算定されるのか、そこの基本的な思想が、町として、自治体として、きちっと持っておかなきゃおかしいじゃろうかと。近隣市町を参考にしたといふのは、その近隣市町では根拠になるということになるんで、そこが何ですかといふことを、それがあつてほしいと。

例えば、使用料の考え方についての思想をまとめたガイドラインが周防大島町にありますよと。あるはずですよ、これだけの改正をするんですから、その基本となる使用料金というものはこういうもので、こういう算定式によって算定されますよといふものがあるはずなんですけど、それを教えてほしいと申し上げたんで、ちょっと具体的にお聞きしますけど、この使用料といふのは、地方自治法で定める、225条で定める使用料といふことでよろしいのかどうか。それと、その地方自治法225条の使用料といふのは、どのような経費に充てるべきとされているか。それについて教えてください。

それから、3点目の町衆文化伝承の館、これについては、学習のむらと一体と言われましても、学習のむらも公共施設なんですから、町の施設なんですから、同じ発想であるべきで、なおかつ、なぜその、利用者に使いやすい条例とするために今回料金を統一したと言いながら、わざわざこの部屋の名前を変えるというのは、利用者にとって、その名前を慣れ親しんだ利用者にとって使いにくいことこの上ないと。管理するほうにしても名称が変われば、この部屋は今までこういつて言っていたのに、変わると混乱するものになると思いますが、それをあえて変える必要性について説明をしてください。

それともう一点、今、八幡生涯学習のむらのことがありますので、その中に、今回この町衆文化伝承の館は条例改正に含めるということなんですけど、同じ八幡生涯学習のむらの中に、町衆文化の薫る郷公園に、やはりこの貸し館の施設があると思いますが、ここはなぜ条例改正に入れなのか、それについて御答弁をお願いいたします。

それと、用途変更によって削る施設、部屋があると。使われていないものもあるということなんですけど、これは補助金が入っている施設もありますが、そもそもなぜ使われなくなったのか。どういう今、利用形態になっているのか。どこか、例えば橘総合センターでも結構ですから、そこで、この部屋は、例えば橘総合センターの保育室、それから生活相談室、これについて削らなきゃいけない。どういう利用形態になっているのか、その辺を御答弁ください。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 田中議員さんから、一般質問があったことは覚えておりますが、6月だったんですかね、いうことがありました。

いろいろなその料金も含めて、もろもろの同じ総合センターであったり、文化センターであったり、公民館であったりというような、同じような実態な施設が、それぞれの条例に基づいて、それぞれの利用の方法、またはその料金の設定、もろもろのことがばらばらであるという御指摘がありました。

そしてまた、同じような形態でありながらも、その申し込みの方法とか、いろいろなことについて統一性が図れていないということがありましたが、統一することは困難であるということは申し上げたのかもわかりませんが、それは、すぐに統一することは困難であるという意味であったと思っております。

それで、もし仮に困難であれば、私のほうからも、私もそれは教育委員会と話すことがありますが、やはり統一すべきであろうというふうには思っております、それで、私との協議の中で統一をするということになりました。

しかしながら、なかなか早急にこれだけのものを、一つにぽっと一律にできるというものではありませんし、やはりもともと4町あったときに、それぞれの公民館とか文化センターとか、総

合センターが改築されたり、新しく大きくなったり、そのときにそれぞれの条例が制定をされ、当然そのようなときには、思想が反映されている条例だというふうに思っておりますから、そう簡単に一発で統一できないということもありまして、時間的にも相当かかったというふうに思いますし、また、何度も何度も協議をいただいたと思いますし、また、教育委員会や社会教育委員会等にも諮り、そういうふうな整合性がとれるようにというふうにやったと思っておりますが、しかしながら、先ほど言いますように、もともとできたものが違うわけですから、きちっとお望みのような統一性が図られていないという部分も当然出てくると思っております。

しかしながら、ある程度の料金とか金額とか、使用料とかというものについては、実態的に利用形態が同じであれば統一すべきだということで、今回の困難な中にも統一を図ったということでもありますので、そんなに細かく全てが理屈が通るといふことにはならない分野があるということとは、ぜひとも御理解をいただいて、そこは少し大きな気持ちでやっていただけたらなと思っております。

○議長（荒川 政義君） 永田教育次長。

○教育次長（永田 広幸君） 私のほうからは、第2点目のさっき近隣市町を参考にというところを申しあげましたけれども、こちらにつきましては、実際には空調稼働を基本に、電気料の算定といたしますか、そちらのほうを東和総合センター、橘総合センターの空調を利用して、電気料の試算をさせていただいております。

その上で、200円の額が全体の中で調整すべき額としては適当ではないかと判断いたしまして、税抜きではございますが、採用をしたという状況でございます。

あと、貸し館の状況でございますけれども、実際に用途変更といたしますか、橘総合センターの保育室、こちらにつきましては、現在、倉庫の状況であるということで、担当課のほうで、1戸1戸貸し館として可能であるかということをお判断いたしまして、貸すことが適切でないといひますか、難しいという状況で最終的な判断をした状況でございます。御理解をいただければと思ひます。

なお、自治法関係につきましては、私ちょっと勉強不足でございまして、今現在、調べさせていただきます。しばしお時間をいただければと思ひます。よろしくお願ひします。

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午前10時22分休憩

.....
午前10時38分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁漏れはなかったかね。はい。藤井社会教育課長。

○社会教育課長（藤井 郁男君） 先ほど田中議員さんのほうからありました使用料のことにつきましてです。

使用料につきましては、田中議員さんからありました地方自治法第225条で定められたものであります。それと、その使用料につきましては、それぞれの施設の管理運営の費用にあてはめるものということであります。

以上でございます。（発言する者あり）（「薫る郷公園」と呼ぶ者あり）

○議長（荒川 政義君） 答弁漏れ。（「と、橘総合センターの保育室と生活相談室」と呼ぶ者あり）まだ指名してないじゃ。（発言する者あり）はい。藤井社会教育課長。

○社会教育課長（藤井 郁男君） 橘総合センターの具体的に削除する部屋ということで、保育室と生活相談室につきまして、現状では倉庫としての活用ということで、それを実際に利用するというふうな状況にはなっておりませんので、そちらのほうを理由に削除するというふうにしております。（「名称を削除。名称」と呼ぶ者あり）そうですね、名称です、済みません。名称を削除するというようにしております。（「具体的にどういう使い方をしているんですか」と呼ぶ者あり）倉庫です。各種書類等が入っている。（「生活相談室も。両方とも」と呼ぶ者あり）そうです、はい。（発言する者あり）

○議長（荒川 政義君） ほかに。（発言する者あり）（「学習のむらは、なぜ使われていないか」と呼ぶ者あり）学習むらのほう。（「薫る郷公園」と呼ぶ者あり）公園のほうのもの。（発言する者あり）（「条例に入っていない。何で入っていないのか」「学習のむら」「いやいや、薫る郷公園の施設」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）

暫時休憩をします。

午前10時41分休憩

.....
午前10時42分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの答弁については、後ほど資料を提出します。田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） では、最後にちょっと一言だけ。

さっきから近隣市町を参考にしたとか、要するに、今回、6月の質問でもそうなんですけど、私がこの使用料金の統一をするべきだというのは、何も無理やり一つにするということを目的とするんじゃないくて、やはり使用料金のあり方そのものからきちんと考える、基本的な理論、思想を明確にして、それで使用料というものを設定すべきだ、そういう仕事を、単に他市町をモデルにつくるとか、前例踏襲とか、そういうことで仕事をする、そういうやり方を見直さなきゃ意味がない話で、そういうことに基づいて、例えば、今、地方自治法の使用料はどういうことに使われ

るかという質問に対する答弁もありましたけど、これには、きちんと維持管理費と減価償却費に使われるものだと、充てるべきであるということが、もう常識としてあるんで、そこをやっぱりきちんと答弁してほしかったというのと、私が質問で言っているのは、使用料の料金設定を、例えば利用者が負担すべき経費は何かと言ったら、その維持管理費に係る経費であるから、それに施設ごとの基本的な負担率がどれぐらいかというベースになる考え方を、この本町として、周防大島町として策定して料金を設定すべきであると、そういう仕事をしてくださいねと、そういう条例改正なら私は賛成するんですが、これではちょっと話にならないなということを申し上げて終わります。

○議長（荒川 政義君） 尾元議員。

○議員（9番 尾元 武君） 今、使用料についてのことに、私もちょっと触れてみたいと思うんですが、実際に、このたびの改正にあたって、本当、住民にとって少しでも安く、また高くなる場所ももちろんあります。全体が一つになっているという部分が、どうしても私も理解できないという部分がありますのが、周防大島町のまた総合管理計画等々を見ましても、維持管理費というのは20%を削減する方向でうたってあります。この施設それぞれが、維持管理費って全く違いますし、メインになる4つの総合センター、公民館という形になっておりますけど、そういったところの管理費というのは、ほかの施設、公民館に比べまして、非常にコスト的には高いんじゃないかなと。法的に、例えば消防とかメンテナンス等々もしっかりとやっていかななくてはならないということもうたわれている施設ももちろんあることと思います。

そういったところも全てが一つ、十把一からげと言っちゃ、ちょっと言葉が悪いんですけど、面積の広いところ、また狭い部屋も全て1時間幾らという形で展開している。和室、洋室も含めて、やはりそれぞれに管理体制という部分を考えたときに、また維持管理費というのは、施設によって金額が違う、だからこそその辺のところをしっかりと見据えた形での単価的な部分というのは、しっかりと定められるべきものではないかなと。

少なからず4つのメインとなる場所というのは、ほかの施設と比べて確実に大きなコストがかかりますので、受益者負担というところから考えましても、それぞれがそれだけの金額がかかる、負担がかかる場所の施設に関しては、決して統一されて、ほかの小さいところと統一されてなくても、利用者にとっちゃ理解がいただけるところではないかなという、私は感がいたしますけど、その辺の、例えば総合管理計画の中にあります延べ床面積ですか、それに対しての、そういったことに対して単価を定められるべきものという部分も含めまして、ちょっとこのたびの全てがきれいに統一されている部分、その辺のところを、再度考え方、根拠的なところをですね、感情的なところでなしに、住民にとって優しいのは、ああ、ありがたいというところがただただですけど、行革というか、もろもろのことを考えまして、そういったところの観点から、再度御

質問させていただきます。

○議長（荒川 政義君） 永田教育次長。

○教育次長（永田 広幸君） 御指摘の点はごもっともな部分であろうと思っております。今回の改正につきましては、大きい部屋とか小さい部屋とか、建築年度の違い、また空調におきましても、集合空調か個別空調かなどの状況で、光熱費の差等もあろうかと考えております。

この点につきましては、今回の改正におきましては、まずもって社会教育施設を中心にしまして、利用者サイドの目線ということで、平均を求めるということでは決してなかったわけなんです、ある一定の電気料金等を勘案しました上で地域間格差を解消したい、公平性を保ちたいということで、料金については、それぞれの料金とするというお考えもあろうかと思えますけれども、こちらにつきましては、全体、町内を統一したいという、またわかりやすい体系にしたいという思いで、今回の改正を提案させていただきました。将来的には、公民館をどのように維持管理していくかということで、4つの公民館、実質は3つということになろうかと思えますが、この辺を含めまして、また教育委員会としては、20%カットにつきまして検討していきたいと考えております。どうぞ御理解いただければと思います。よろしく申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 尾元議員。

○議員（9番 尾元 武君） 本当に先ほどからの御答弁の中にも、旧4町からというところ、そこら辺がやはり大きなところかなと私は感じておるんですが、何が大きなところかと言いますと、やはり行革という立場の中で、周防大島町は一つになってから、なかなか、もちろん支所は4つあります。そしてまた本所もまた4カ所にあるという、そういった町づくりの中で、なかなか削減というのが難しい状況にあって、いまだによその地区、私は大島地区ですけど、そちらのほうに行ったときには、あんた大島町から来たんかねって、町がつくような住民の方もいらっしゃるわけですね。

その辺の認識も含めまして、やっぱりこれからどんどん削減もしていかななくてはいけない、こういった施設も維持管理するのが実際、決して利益を上げる施設じゃないのは重々わかっております。でも、維持管理という部分を考えてときには、このままでは、どんどん首を絞める状況になっていく、ましてや先ほど町長の御答弁にもありましたように、このたび財政的にも大損害を受けたという部分も含めまして、安くしたものを今度は上げるというのは非常に難しいというのが、現状であるんじゃないかなと。

そういったところも含めて、ただただ私はこれから、例えば、例えばですね、ちょっとずれるかもしれませんが、削減の対象になりそうなところは、もう据え置いて安いままにしていくなか、そういった手段、手法もあって、段階的に4つの大きな公民館がしっかり維持していける、プラスアルファというような形になっていくんじゃないかなと。そういった何かの手法をもって

行革ということを進める段階というのを、一步一步進めていただきたいという感がいたします。

この部分に関しては、答弁は結構でございます。ぜひとも、受益者負担という観点から、維持管理費という部分が、それぞれの施設に、4つの大きな公民館、たしか久賀の公民館も改築に億以上の金額を、たしかかけたように記憶しておりますし、それぞれの施設が大きな施設、主体になるところというのは間違いなしに大きな経費を持つての運営がされております。その部分も含めて、変な捉え方をすると、小さいところが上がった部分が、その施設の部分も負担したような捉え方すらされがちではないかなという感もいたしておるところであります。

どうか、何とか、何とかこの方向でということではあると、私も思いますので、理解をしていくつもりではありますけど、どうかこれからもその受益者負担という部分もしっかりと考えていただいて、事を進めていただきたいと思います。

以上です、私からは。結構です。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 今の尾元議員さんの問題は、まさに行革の面から言えば、今回の改定、条例改正もそうですが、これまでの利用料、使用料の設定、全てが、行革の面から見れば、その維持管理の負担に充てるということは当然のことなんですが、しかしながら、率からしたら全然それに応じていないというふうに思っているところでございます。

今回、相当無理をしてというふうな思い、無理をして統一を図ったというふうに思います。というのは、実はもう、設置ですね、設置の年度、建築年度と言ってもいいですが、建築年度や取得価格や、そして施設の能力や規模や、そしてその電力の使用料とかもろもろずっと考えたら、はっきり言ってから統一はできないということになると思います。

しかしながら、同じこの文化センター的なホールを利用したときに、ほぼ同じような利用形態でありながら、全然その利用料が、使用料が違うじゃないかというような意見も、当然あると思います。そこらを整合性をどうやってとるかということでございますが、今回の部分については、それはいろいろ御意見もあると思います。しかしながら、利用者の立場からすると、ここの例えば和室を利用したとき、こちらの和室を利用したとき、これで違うというのは、それは倍も半分も面積が違えば別にしまして、言うなれば、大体的な統一が図られておるといのは、利用者からすれば納得がいけるところではないかと思えます。

もう一点から言いますと、当然、この維持管理費に充てておる部分というのは、それぞれの施設によって何%充てておるかというのは全然違いますし、しかしながら、全体的に考えますと、ほぼその維持管理費には少ししか充てていないという状況であるということでもありますので、これから考えますと、非常にこれだけのたくさんの施設をずっと維持管理するためには相当な経費がかかってくるということも、執行部だけではなくて、議会とも一緒になって、これからどうす

るんだということを考えていただかなければ財政が持たないということになるのではないかというふうな危惧をいたしているところでございます。

○議長（荒川 政義君） ほかに。新田議員。

○議員（2番 新田 健介君） 失礼します。すごく勉強になります、何かいろいろと。

私からは、やさしい質問というか、もう本当に何でこうなん、この金額なんかというところを質問させていただきます。

第11条のところ、周防大島町総合体育館の設置条例のところの金額なんですけども、これを、ちょっときのうもお話はさせていただいたんですけど、金額を足していったら、何かどうもつじつまが合わないというか。

例えばで言うと、全面使用、9時から17時まで1時間970円です。3分の1足す3分の2は1ですよ、全面ですよ。そのときにこれは960円になると。2分の1足す2分の1も1、全面になる。これも960円になると。この金額設定が果たしていいのかなと。全面借りるほうが何か10円高い。どういうこの算出根拠のもとで、これが出ちよるのかなという。

例えば、夜間に関しても全面借りると1,160円、同じように3分の1足す3分の2足したら1,150円、これ10円安い。で、2分の1足す2分の1をしたら1,160円、これ同じ。このあたりの何かこの金額の設定がどうなのかなという、どうやったらこういう、これある意味ぐちゃぐちゃですよ、この金額。人によっては、意地悪な言い方したら、僕、性格悪いんで、半分半分借りて10円安いんだったら、それで借りようとかいう人も出てくるんじゃないかなという。もう本当に素朴な疑問なんですけど、この算出根拠というか、何でこういう金額になっちゃうるか教えていただきたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午前10時57分休憩

.....

午前10時59分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

藤井社会教育課長。

○社会教育課長（藤井 郁男君） 失礼します。この表につきましては消費税の影響がありまして、消費税を掛けた場合、例えば、324円とかといった場合には320円の計算上でこの表に載っているような形になります。それが全体的にほかの部分に及んだ計算、消費税を掛けた計算になりますと、切り捨ての関係で10円の差というようなことが結果的に出てくるということでございます。（発言する者あり）

○議長（荒川 政義君） 新田議員。

○議員（2番 新田 健介君） そうなんでしょうけれども、でも常識的に考えて、例えば、マグロを買いに行って大量のマグロを1つぽんと買ったほうがサクで買うより安いわけじゃないですか、大概。普通そう考えると思いますよ。

3分の1、3分の2で借りていったほうが安いんだったら、そうやってやる人もいるかもしれない。オペレーション的にそこでどうやって対応していくかということも考えてなくちゃいけないなくなっちゃいますし、果たしてこれでええんかなと。それはわかります。消費税のもろもろというのは理解いたします。ただ、普通に考えたときにこれがええんかどうかです。そこでもう一步踏み込んで考えないと、いかなものかなと思います、本当。全面借りるほうが高いというのは普通に考えたらあり得ないと思いますけどね、私からしたら。なので、そのところをもう一度しっかりもんでいただいたほうがいいんじゃないかなと思います。（「外税にしたら解決する話じゃけ」「うん」「そのかわり端数がつきます」と呼ぶ者あり）

○議長（荒川 政義君） いやいや、議案として——ちょっと待って。

暫時休憩します。

午前11時00分休憩

.....

午前11時01分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

西川教育長。

○教育長（西川 敏之君） いろいろ御心配をかけて済みません。

ただ、ここだけ例えば960円にすると、消費税の切り捨て、切り上げを全部いじるようになると思いますので、陰のアドバイスもいただきましたけど、全面で借りられるか、2分の1借りられるか、そこで借りられる方の御意思に任せるような形かな。ただ、変更するとしたら精査しなきゃいけないんですけど、ここだけ切り捨て、切り上げの基準を変えると、ほかも全部もう1回調整しなきゃいけないのかなと思っています。調整しなさいという御意見もあろうかと思うんですが、もっともですけど、一応、その辺は利用者の方の判断に現時点ではお任せしたいなと思います。済いません。

○議長（荒川 政義君） 新田議員。

○議員（2番 新田 健介君） ありがとうございます。じゃあ、そう変えるべきだと僕は思います。それぐらいのことだと思います。当たり前のことだと思いますけどね。普通じゃ考えられないですよ、これは。これが普通に出てきて、はいそうですねとならないですから、やっぱりどう考えても。20回ぐらい計算しましたからね、僕が間違えちよるんかなと思って。

ちなみにで言うと、変える前、改正前のところでも、実は、午後に関しては10円安かったん

ですね。全面使用するより、3分の1足す3分の2のほうが安かったんですけども、そのときには私はここにいなかったの、新たにこれを見て、やっぱりこれはちょっと違うだろうなというので質問させていただきましたので、できるのであれば、消費税の問題もろもろあると思いますけれども、もう一度ちょっと考え直すべきだと私は思います。ありがとうございます。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。吉村議員。

○議員（3番 吉村 忍君） 私からは今さらというか、余計なことになるかもしれませんが、議運が終わって議案資料等送られてきました。その後に事務局からファクスと文書で正誤表が届いたんですが、その件に関して議会での説明もありませんでしたし、今まででしたら資料の差し替えとか議案書の差し替えがあったんですが、それはもうしなくなったという理解でよろしいですか。

○議長（荒川 政義君） わしが答えてもええんか。

暫時休憩します。

午前11時04分休憩

.....

午前11時05分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はございませんか。吉田議員。

○議員（6番 吉田 芳春君） 皆さんお疲れで、もう長時間にわたって審議いただきまして本当、私のほうからも、昨日、岡村副町長のほうから提案していただきまして、きょうでありますので、もし間違った質問がありましたら御指摘していただきたいと思います。

名称でありますけれども、久賀におきましては老人娯楽室と、それから児童室とか視聴覚室、講義室、講座室とかいう名称で40年以上親しまれていたものを、いとも簡単に研修室1とか2とか、行政の都合で変えるというのもいかなものかと思います。公民館というのは地域にとって生涯学習、生涯教育の拠点であって、広く一般の町民が利用しやすい施設にしなければいけないわけでありまして、今回の改正もそういう趣旨に沿って改正されていないというふうに思います。今は水で、橋ですごく苦勞して、さらにこれを4月1日から慌て回って改正する必要があるのかなと思うんですけども、それはさておきまして、名称について、しっかりと学級講座生とか利用者の意見も踏まえて名称を変えてほしいというようなことがあったのかどうかお伺いいたします。

それと、延長の利用料金ですけれども、延長する場合には30分以内は無料、30分以上は210円というふうな改正になっていると思いますけれども、間違っておりましたらよろしくお伺いいたします。そうであれば、例えば、1時間で借りておいて延長が出てきた場合、当然、部

屋が後の利用者がなければ29分まで使えば無料で使えると。それで、冷暖房は1時間単位でありますけれども、そういうふうな整合性はどうなるのかなというふうにも思っております。

それと、農業者健康管理センターですけれども、これは職員がおりません。もう貸し館的に鍵を預けてやるような方式ですけれども、この場合、1時間単位、今までは午前中、午後とか、昼か夜というふうに大ざっぱな分け方でありましたんですけれども、今度は1時間幾らということでもありますので、その使用時間は誰が確認されるのですかということです。公民館ではもう正規の職員はおりません。非常勤の館長と臨時の職員と、そういうような体制の中で1時間ごとに小刻みにやって、それで実際にきちんとした管理ができるのかなと思うんです。自己申告であるので、それは1時間やりました、1時間以上やったかやっていないかもわからないようなですね、言いなりになるというような形になって、そういうことによって行政に対する信用もがた落ちしてくるんじゃないかと思うんです。

だから、私はそういうようなことも考えながらこのたびの改正、6月にもそういう話が出たのも一職員からそういうような話が出て、とんとん行って、それじゃけ、慌てる必要はないと思うんですよ。もう少しじっくり考えて、利用料によって収益を上げるとかいうんじゃなくして、いかに1人でも多くの方が利用できるかということでもあります。

空き館は、その部屋は使っても使わなくても多分ほとんど傷むわけではないわけですから、1日中しっかりと利用できるようにしていただきたいと思います。それでなくても人口が年々少なくなっているわけでもありますので、利用者が多いから時間刻みで対応しなければいけないというような状況ではないと思いますので、その辺を執行部の教育委員会がどうなっておるのかなと私は思いますね。職員一同がよくこの議案を練り直してつくり上げたのかどうなのかというような疑問を思います。

以上につきまして、御感想なり御意見をお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 西川教育長。

○教育長（西川 敏之君） 健康管理センターの場合は、町民の方を信用するという形がありますが、自己申告で、例えば、東和総合センターでも紙に書いてもらって、3分オーバーしていますから3分とかいう話はしていないので、本来でいえば、3分でもオーバーしたら取りなさいと言われたらそのとおりでなんですけど、この時間に使えますという形で公民館のほうで使いましたという形になろうかと思えます。1時間ごとに誰かが、もう1時間たちましたよ、もう2時間ですよと言うのはどうかなと思っておりますので、これだけ使えます、あるいは、予定よりもこれだけ使ったのでという形をお願いしたいなと思っております。

それから、30分で切る場合はどうか。じゃあ、30分の中のどこかでは切らなきゃいけないと思うので、一応それを目安に考えております。（発言する者あり）

○議長（荒川 政義君） 西川教育長。

○教育長（西川 敏之君） そういう御意見もあるかなと思ったんですが、今回の場合は、指定管理のところは、先ほどありましたように、田中議員さんに御指摘いただいたところ、例えば、大島陸上競技場等も名前を変えていないと思うんですけども、あとはできるだけ公民館のほうは統一しようという形で研修室というような形に変えています。今おっしゃったように、長年使っている名称がいいんじゃないかという御意見はそれで今承ります。

○議長（荒川 政義君） よろしいですか。

○議員（6番 吉田 芳春君） はい。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第13号周防大島町公民館条例等の一部改正については総務文教常任委員会へ付託をいたしたいと思えます。

討論・採決は最終日の本会議といたします。

日程第2. 議案第14号

○議長（荒川 政義君） 日程第2、議案第14号周防大島町サン・スポーツランド片添、周防大島町片添ヶ浜温泉遊湯ランド及び周防大島町青少年旅行村の指定管理者の指定についてを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） 議案第14号周防大島町サン・スポーツランド片添等の指定管理者の指定議案につきまして補足説明をいたします。

公の施設の指定管理者の選定に際しましては、周防大島町公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第5条第1項により選定委員会を設置することとされ、周防大島町公の施設の指定管理者選定委員会の組織及び運営に関する要綱第3条第1項において、選定委員会は、委員5人以内をもって組織すると規定されております。

選定委員につきましては、選定の透明性、公正性を図る観点から、大学教授、司法書士——これは書類審査の専門家でございます——中小企業診断士——これは財務の専門家でございます——及び行政組織から計4名で組織し、2回の選定委員会を経て、参考資料として添付しております報告書のとおり、優先交渉権者の選定をいただいたところであります。

その結果を受けまして、選定委員会にて非公募により優先交渉権者に選定された一般社団法人東和ふるさとセンターを周防大島町サン・スポーツランド片添等の指定管理者に指定しようとする

るものであります。

なお、指定期間は、平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間としております。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしく願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はございませんか。田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 3点ほどお尋ねいたします。

まず、これは非公募ということで、その理由について具体的に御答弁ください。

それから、資料のほうの23ページに委員会における主な評価・意見というのがありますが、これの①には、公共施設を堅実に管理しようとする姿勢は理解できるが、5年間同じ事業計画では発展することは望めないため、集客力の向上を図る新たな事業計画を立案することから始めるべきであるとありますが、これに対して町と、それから公募した指定管理者の対応というか、見解を御答弁ください。

それと、3つ目は、資料のほうの25ページに積算資料というのがありますが、これは過去の平均に委ねられていると。これまでの方法を踏襲しているものですが、これは今後もこの方法は継続していかれる予定なのかどうか。

以上3点、御答弁をお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 林産業建設部長。

○産業建設部長（林 輝昭君） それでは、田中議員さんの御質問にお答えいたします。

まず、最初の非公募の理由ですが、片添ヶ浜自体は町所有の施設と県施設の管理、要は町に任された施設がございます。その両方の施設で片添ヶ浜海浜公園全体として管理を行っております。現指定管理者は町が出資し、本施設を管理するために設立された団体でありますので、同一団体が管理することにより、より効果的に運営を行うことができることから、次期管理者の選定方法は非公募として東和ふるさとセンターを指定管理者として選定しております。

それと、資料のほうなんです、23ページ、委員会からの意見と指定管理者との見解ということですが、事業計画書内には、新規事業はこういうものだというのは記載しておりませんが、会議の中で、ふるさとセンターだけではなくて、観光協会等と連携をとりながら、全体の観光振興事業に参入した上で収益を増加させていくという計画の答弁もございました。

次の25ページなんです、積算根拠につきましては、過去の平均から算出する積算方法はほかでも採用しておりますし、過去の平均額ではなく、各施設に係る適切な運営経費を算出することは、燃料費とか光熱費、人件費の根拠等、管理にかかわる費用に不確定な要素もたくさんございます。最終的には過去の実績から判断せざるを得ない部分が多いということで、今後もこれを

継承していきたいと思いますが、もしこれが非常にいいというようなものがありましたら、今後は検討していきたいというふうに考えております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 片添については県の施設と町の施設が併合しているから一体的管理を行うという意味はわかるんですが、それでは、県の公園を町に指定管理で町から同じ団体に委託をしていると思うんですが、その委託をしている——随契でやっていると思うんですが、その理由を御答弁ください。

それから、2番目の事業計画には記載されていないと、事業計画が全てじゃないのかなと思うんですが、ヒアリングで御答弁があったということなんですが、それならヒアリングを受けての委員の委員会における意見なので、こういう評価は出ないはずなんですが、ちょっとその辺がよくわかりません。具体的にどういう新しい事業計画が答弁されたのか。それで、何でこういう意見が出たのかちょっとわかりませんが、どういう、じゃあ具体的に新しい事業計画が提案されたのか、ヒアリングで答えられたのか、それについて御答弁ください。

それから、3つ目の積算根拠については、これはいい方法があったら——ほかでも採用されていると、こういう方法はほかでも採用されているということなんですが、ほかというのはどういうところなのか。ほかの自治体なのか。私は過去にもこの議会の中でも、それ以前も積算のあり方については御提案をしていると思います。少なし、平均をとることがベストだとは決して思いません。要するに、これをやると、経費が上がれば、利益が下がれば、当然、指定管理料も上がってくるということになりますので、それを一定の基準で公共施設なんだから、町が指定管理に出しているんだから、町として一定の基準で積算する。平均をとるにしても、過去の実績をもとにするにしても、どういう求め方をするかというのは一定のガイドラインをつくっておかなきゃいけないと思いますので、その辺でガイドラインの策定については前々から御提案をしておりますので、この方法が決して全て否定するわけではありませんが、じゃあ、ほかの自治体でこういう方法がどういうふうに採用されているのか。さっきほかでも採用されているというふうに言われましたので、その辺をもう少し補足をお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 林産業建設部長。

○産業建設部長（林 輝昭君） 濟いません。先ほどの、今の田中議員の追加質問なんですが、最初と2番目につきましては課長のほうから答弁させていただきます。

3番目につきましては、本施設だけではなくというのは、グリーンステイながうら、あるいは竜崎温泉等々もこれを採用しております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 大川商工観光課長。

○商工観光課長（大川 渉君） 先ほどの公園のことなんですけど、指定管理を県から受けて、それをふるさとセンターのほうに再委託しておるということで随契ではないかということなんですけど、実際、丸投げというわけではございません。私のほうでもヒアリングとかいろいろ行いまして、その中でも今の内容につきましては町で行われたいいけない活動にも参加しております。そういった形で行っております。

以上です。（「答弁になってない。県の公園を町が委託している理由は何か」と呼ぶ者あり）
（発言する者あり）過去のこと、当初、町が経営しておったときから今のふるさとセンターが管理しておりまして、そのために今の一体利用するためにはノウハウのあるふるさとセンターに移行しておるということでございます。（「いやいや、町からふるさとセンターに委託している理由は何か。随契で委託している理由は何か」と呼ぶ者あり）それはノウハウがあるからということでございます。

○議長（荒川 政義君） いいですか。（「2番目の」と呼ぶ者あり）林産業建設部長。

○産業建設部長（林 輝昭君） 済いません、2件目が答弁漏れになっておりましたけど、新しい連携というのは、例えば、観光協会が実施しているサイクル県やまぐちということで山口、サイクルアイランド大島ということで周防大島町のサイクル構想とかいろいろありますが、観光協会が主体的に事業を行っている中に参入していくと、入っていくと、協力していくというような話がありました。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） サイクルアイランド構想、そういったものに協力すると、それは指定管理者は当然の話だと思うんですけど、それだったら、それがこの団体が主体的に取り組むというのであればそれはそれで結構なんですけど、それだったらこういう意見が出ないと思うんですよ。この意見はまさに行政の仕事に対する批判、これでは指定管理者としては失格だよと言われているようなものなんですけど、この意見があるのに指定管理者としてこれを指定せいということをお納得させる、いや、この団体はこういう指定管理者、こういう意見は出ているけど、この指定管理者はこういう事業をやるんですよという納得のある答弁をお願いいたします。納得できる答弁を。

それと、3つ目のグリーンステイながうらとか竜崎温泉がこういう方法でやっているよと、それはいずれも産業建設部所管の施設ですよ。だから、それは結局、この方法というのは町が独自に決めている方法ということになりますけど、じゃあ、さっき申し上げたように、実績をもとに積算するのであれば、指定管理料は経営の内容によって経費が上がれば指定管理料が上がる、収益が減れば指定管理料が上がるということになるから、それでいいのかどうか。それは今後きちんとしたガイドラインなり積算方法を確立する検討をすべきではないですかということをお申し

上げているんですが、もう一度答弁をお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 今の1点目の問題ですが、選定委員会の審査の、委員会における主な評価・意見ということにこういうことがあったという記載がございます。しかしながら、これらのことを含めて当然始めるべきであると、新しい事業計画を立案することから始めるべきであるという意見があったと思います。それについて、指定管理者を申請している団体からは、そのことについてもろもろの答弁があったというふうに私は思っております。そして、選定委員会ではそれらを踏まえて、22ページにありますような審査結果ですね、各委員の評価点の集計結果はとありますが、それで一般社団法人東和ふるさとセンターは指定管理者としての確であると判断し、優先交渉者として選定したという選定結果を私に委員長から報告をいただいたわけでありまして。ですから、その審査の中には、いろいろな御意見があったというふうに私も思っておりますが、それが今言われるように、審査の結果にどのように反映されたかという具体的なことは報告の中にもございませんでしたが、選定委員会の委員長から報告があったときには、サン・スポーツランド片添等の指定管理については、今の一般社団法人東和ふるさとセンターが適正であるという報告をいただきましたので、それらも包含して、含めた審査をされておるといふふうに思っているところでございます。

もう1点は積算の問題でございますが、これは何度も何度も、これまでに何回もこういう議論は行われております。客観性がないということでございますが、そのようなきちんとした客観性を持たせた指定管理料というのがはじける方法がなかなか、何をもちて客観性のある指定管理料と言えるのかということになります。それがきちんと確立できていないということもあると思っておりますし、また、反対にこのような25ページにありますような過去のこれまで5年間の収入と支出によるこれらを参考にするということが、私はこれ以上の客観性があるものがあるかという話になりますと、なかなか積算の根拠というのは、過去の実績をもとにやるということが適切ではないかと思っておりますし、これ以上の客観性があるものがなかなか、私たちに今、現在、手元にならぬということでございますので、これをもちて指定管理料の積算にしております。そうでないと、それぞれの施設で皆手法を変えてしまうということなかなか難しいと思っておりますし、これがベストだとは言いませんが、しかしながら、他に特に客観性を持った積算の方法というのがない限り、これを私たちは積算の根拠としていきたいと思っているところでございます。

○議長（荒川 政義君） ほかに。砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 私からは1点だけです。まさに今の町長が言われた客観性のある指定管理料ということで積算根拠ですね。数字的な問題だけです。

平成29年度の青少年旅行村の事業収入の797万——7,900、えっ、7億9,000じゃ

ないよね。700でええんですか。これ、1,000円ですかね、単位が——この数字と、それから、ふるさとセンターの通常総会で出されている会計報告で示されている青少年旅行村の事業報告、これでは29年度は820万1,486円と差があるんですよ。当然ながらこうしていくとこれは全部、事業収入はこっちの数字と法人の数字は違っているので、当然、収支の数も変わってくるんですが、これをどういうふうにこっちの法人の数字とこの数字とが整合性があるのか。これ、きのうからずっと、もう言って計算してもらっているんで、その違いがどういうふうにこっちになるのかお伺いをいたします。

○議長（荒川 政義君） 林産業建設部長。

○産業建設部長（林 輝昭君） 砂田議員さんの御質問にお答えいたします。

資料のほうなんですけど、最初のこれに載っている25ページの797万3,760円につきましては事業収入のみということになります。それと、通常総会で配られた資料、820万1,986円につきましては、県等の雑収入とか、県からの指定管理料等々が含まれていると。また、数値的な詳細につきましては課長のほうから報告させていただきます。

○議長（荒川 政義君） 大川商工観光課長。

○商工観光課長（大川 渉君） それでは、砂田議員さんの御質問に対してお答えいたします。

先ほどのサン・スポーツランド片添等の指定管理積算の費用とふるさとセンターの平成29年度の収支決算の相違点ということでございました。今言われましたように、ふるさとセンターの29年度の収支決算につきましては、この全体で町の今の指定管理以外のものもたくさん入っての収支決算となっております。その関係で、私のほうで積算した根拠としましては、利用料金の収入が797万3,760円、この中には減免額が含まれております。減免額というのは、青少年旅行村に幼児の方が来られたとき、そういった方を免除しておるといった額が8,060円入っております。今の利用料金以外に物販収入、これが13万3,504円、自主事業として10万2,282円、合計の820万9,546円、この額が指定管理の中に含まれておる積算の金額でございます。

それとあわせて、先ほど言いました29年度のほうにいきますと、収入が820万1,486円で、それに先ほど言いました減免が含まれておりませんので、減免として減免が8,060円、合計して820万9,546円、この合計が指定管理の額と決算額が合っているということでございます。

あわせて、サン・スポーツランド片添にまいりますと、指定管理が利用料金が32万8,825円、それ以外にグラウンド使用料が39万4,525円、自主事業が85万5,869円、合計が157万9,219円、その関係で29年度の収支決算のほうでは収入が257万1,719円、減免がありまして、この減免というのは、町の体育行事等に使われた場合、減免しております。

それが7,500円、指定管理料が含まれておりますので100万円、合計しますと157万9,219円、この額も積算の額と一致しております。

もう一つ、遊湯ランドにつきまして、収入金額が1,455万3,910円、物販収入としまして158万9,560円、自主事業としまして209万2,803円、合計しますと1,823万6,273円でございます。その関係で収支決算のほうでいきますと2,470万1,633円、減免がありまして、この額の減免5万3,040円につきましては、優待券を発行しております。この関係が含まれております。それと、指定管理料が600万円です。それともう一つ、ここの遊湯ランドには源泉管理料というのがありまして51万8,400円、これを引きますと合計が1,823万6,273円と、指定管理の額と一致するというので、含まれておるもの、含まれていないものを合わせると一致するというのでございます。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 要するに、今の一般社団法人東和ふるさとセンターというのは、町の指定管理事業だけをやっている団体じゃないわけです。ですから、今お持ちの資料の社団法人の決算については、当然、他の事業も含めた決算をやりまして、今ここで出しておるのは指定管理を受けている部分の中の収支を出しておるということでございますので、社団法人全体の決算が合わないということは当然のことだと思いますし、また、指定管理者である東和ふるさとセンターには、先ほど田中議員の質疑にもありましたが、町が指定管理を受けている県の施設を、それをさらに再度業務委託をしておりますので、全体的にはもう全然、額は指定管理の分野の収支だけにはなっておりません。ですから、指定管理の25ページに書いてあるのは、社団法人の中の指定管理に係る分野だけを抜き出して収支を出しておるわけですから、先ほどの社団法人の総会の資料とは合わないということになると思います。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 議案第14号につきまして反対の立場で討論をいたします。

本町の指定管理者制度の運用につきましては、これまでもたびたび指摘をしておりますが、なかなか改善をされず、議論もされない状況でありまして、もはや本町の指定管理制度は限界に来ていると言っても過言ではないと考えております。

本件の審査委員会での意見では、先ほども申しましたが、公共施設を堅実に管理しようとする姿勢は理解できるが、5年間同じ事業計画では発展することは望めないため、集客力の向上を図

る新たな事業計画を立案することから始めるべきであるとされておりまして、これでは何のための指定管理者制度なのか、理解しようもありません。

公募すれば競争性が発揮され、事業計画にもおのずとその効果が反映されるはずであります。まさに非公募の弊害と言えるものでありますし、公募をしても現指定管理者が有利であるということとは当然のことであります。

一部の例外もあるとは思いますが、一定の競争性を担保するためにも公募による指定管理者選定を行う必要があると考えますので、このような選定プロセスにおける課題を指摘して反対いたします。

○議長（荒川 政義君） 次に、賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第14号周防大島町サン・スポーツランド片添、周防大島町片添ヶ浜温泉遊湯ランド及び周防大島町青少年旅行村の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。

午前11時43分休憩

.....

午前11時55分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3. 議案第15号

○議長（荒川 政義君） 日程第3、議案第15号平成30年度道の駅サザンセットとうわ増築工事（建築）の請負契約の締結についてを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） それでは、議案第15号平成30年度道の駅サザンセットとうわ増築工事（建築）の請負契約の締結について補足説明をいたします。

本案は、平成30年11月20日に7社で入札を行った結果、藤川建設株式会社が6,150万円で落札いたしましたので、その価格に消費税の額を加えた6,642万円で請負契約を締結す

ることについて議会の議決を求めるものでございます。

工事の概要につきましては、利用客の増加により手狭となった販売所及びソフトクリーム店舗の増築を建築面積171.61平方メートル、売り上げ拡大に伴う販売商品の収納倉庫2棟の新築をそれぞれ建築面積35平方メートル、並びに既存倉庫の解体が主なものでございます。

なお、参考までに、工期は契約の日の翌日から平成31年3月29日までを予定しております。

つきましては、周防大島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はございませんか。田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 3点ほどお尋ねをいたします。

まず、今回の増築がどのような理由で増築することになったのか、その辺の経緯について御答弁をお願いいたします。

それから、今回の増築によって店舗面積が広がるということで、これによって道の駅の収益効果がどの程度上がるのか、収益効果はどれぐらいあるのか、それについて御答弁ください。

それから、3点目、資料の27ページに図面がありまして、ちょっとよく見えないんですが、この中に木造店舗A、Bというのがありますが、これについて年間どれぐらい活用されているのか、使われているのか、その辺を御答弁ください。

○議長（荒川 政義君） 林産業建設部長。

○産業建設部長（林 輝昭君） 田中議員さんの御質問にお答えいたします。

まず最初なんですが、計画としては、今回の増築は利用客の増加による販売所、ソフトクリーム店舗の増築及び倉庫の新築です。ちなみに、工事費としては、電気機械工事、設計費等を含めて約1億円を予定しております。

平成8年の竣工からこれまでチャレンジショップ及びシェルター、日よけですけど、新築に約8,000万円ほど投資しております。その他は空調設備の一部改装等をしておりますし、建物本体については小規模な修繕でずっと対応してきていたと。

来年以降につきましては、一応、工事として1階の情報コーナー、2階レストラン及び既存トイレの改修、トイレの改修については下水等の工事との関係もございますので、いつというのはちょっと言えないところはございますが、また、チャレンジショップのシェルター、日よけの設置とか、駐車場の整備等々で約9,000万円程度を計画しております。

2件目は、今回の増築で収益効果はどの程度かということなんですが、収益効果については具体的な数字としてあらわすことは非常に難しいんですが、販売店舗を増築することによって現在

より多くの商品を陳列できることから、利用客の購買品目の増加は見込めると思いますので、かなりの増額になるのではないかというふうに思います。

また、施設の使用において御指摘があった、高齢者とかちょっと体の御不自由な方の入館につきましては、扉の引き戸というんですか、ちょっと狭いということで、今回はそこを自動ドアに改修して利用がしやすくなるようなことも計画しております。

3番目が、木造店舗A、木造店舗Bということですが、木造店舗Aにつきましては大体9%から20%弱ぐらい、年間利用率ですね。Bにつきましては1割から多いところはほとんど道の駅があいているときと同じぐらいあいていますので95%ぐらいの稼働率ということになっております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 利用者の増で増築するという事になったということなんです、店舗面積を広げて品目を増やしてということなので、その辺の、利用者が増えるから、結局スペースが狭いから広げるのか、それとも品目をたくさん、もっと今より増やすから陳列場所の確保のために広げるのか、その辺がよくわからないので、その辺は町としてどういう判断で、収益効果がどの程度かわからないというのは理解できないんですけど、町として整備する以上は、これだけの1億円の予算をかけて整備するんですから、ここを広げることによってどれぐらいの収益効果が上がるのか、そこを明確にしないと、なかなか1億円のお金というのを、この工事は6,642万円ですが、そういう公金を投入することは難しいんじゃないかなと思いますけど、その辺の御説明をもう少し詳しくお願いいたします。

それと、3点目の木造店舗Aは9から20%という御答弁だったと思うんですが、非常に低いなど、余り使われていないんだなという感覚で、Bについても10から95%、それがどういう幅なのかはよくわかりませんが、要するに、余り活用されていないと。活用されていないスペースがある一方で、今回こういうふうに店舗を広げる。また、倉庫2棟を加えるんですかね。改築かもしれませんが、結局スペースを広げると。あいたスペースがあるのに、あえてこの予算を投入して新しいスペースを確保するというのは単純に考えると理解できないんですが、その辺をもう少し詳しく解説してください。

○議長（荒川 政義君） 林産業建設部長。

○産業建設部長（林 輝昭君） 御質問のスペースが狭いからか、集客力を上げるのかということなんです、まず、スペースを広げることによって集客力を上げたいというのが一つございます。何で広げるのかということなんです、当初、この道の駅、平成8年にできたと思いますが、そのときの年間利用者数の想定が15万人でした。現在、それが39万人という形に増えていま

すので、2倍強になっていると。それによって当然売り上げも上がるというふうに思いますので、今まで店の中がいっぱいじゃったから入れない人が、広くなった関係でスペースができて、10人しか入れなかったところに20人入れれば当然売り上げは増えると思いますので、その辺での増収益はあるというふうに思っております。

それと、先ほどの木造店舗のほうなんですけど、ちなみに利用率を申し上げますと、A店舗、これは日曜朝市とかいもちが入っているところですが、日曜朝市につきましては店舗の営業日数が大体年間53日ぐらい、それで道の駅の営業日が年間314日ございますので、ざっと16.9%、17%ぐらい、それで先ほどずっと20%弱というふうに申し上げました。もう1件はいもちが入っております。これは日曜日のみの営業なんですけど、夏季期間、夏の時は要は芋がないから休業ということになっています。

あとB、これはチャレンジショップのほうなんですけど、オークンという店、一番端っこじゃないかなというふうに思いますが、これについては道の駅の営業日とほぼ同数開いていますので、これが95%ぐらいで、ぼちぼちというのがあるんですけど、これについてはやっぱり1桁になりまして、大体これが数%、8%ぐらいで、あしたばやというのがございますが、これが大体10%ぐらいで、アメリカンスタンダードというのがありますが、これが約50%で、1件1室、今現在空いておりますので、これについては利用がないということでゼロ%ということになっております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 私が言いたいのは、開いている今の経営形態もあるでしょう。例えば、週に1回しか開けないよとか、そういうことで稼働率というか、活用率が低いと、1割ぐらいにしか満たないという場合もあるでしょうけど、結局、90%は空きスペースで置いてあるんだから、そういう空きスペースがある一方でこういった新たなスペースを設けることについて、町として管理者としてどう考えるのか、そういうところをお聞きしたんですが、逆に言えば、どういう契約になっているのかわかりませんが、活用率が低いのなら、もっと道の駅全体の収益を上げるために稼働率を上げる努力をすべきじゃないかと、その辺の町としての考え方はどうなのかというところをお聞きしたので、その辺について御答弁をお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 増築のことなんですけど、今、28ページの図面があると思いますが、28ページの図面は、今、ここに増築スペースがあるんですけど、実はこれ、店舗が小さ過ぎて困っているということも確かにあります。

もう一つは、こっちが事務室なんですけど、上がレストランです。真ん中は通路になっています。要するに真っすぐずっと抜けるんですけど、ここに壁をつけることが設計上できないんです。これ

は建築基準法上できないというふうに言われています。実はここで野菜物とかみかんとか果物とかを売っているんですね。ここはすーっと風が通るばっかしで壁をつけたいんですが、建築基準法上できないということで、ここは真夏とか真冬は、要するに空調もきいていないところで売っておるわけです。ですから、商品がすごく傷む。それを中に入れたいんですが、スペースがない。そして、ここに置いてある物は、夜間は全部こちらの事務室のほうのロビーのほうに、しまっ飛ばさなければならぬという状況にあるわけです。ですから、これをぜひとも中に入れたい。みかんなんかでも野菜でも、要するに通路ですから、どんどん冬のあの寒い中で風がずっと通ります。ですから、それを入れるのが一つの大きな目的で、このスペースをつくるためにはこちらへ出さなきゃいけないということです。

もう一つは、今の販売の展示の施設が、周防大島町産品がばらばらになっているということで、ぜひとも周防大島町産品が1つのスペースで産品だけを並べたいということもあって、それらで今回の増築を計画するということになりました。一番大きなものは、通路に並べておる物を中心に取り込みたいということです。

もう一つは、稼働率の悪いじゃこ天——じゃこ天はやめたんですが——じゃこ天とか、もう一つはかいもちがあるんですが、実は、これは平成8年に道の駅をつくったときに、いろいろな協議の中で農協や漁協や商工会というものと一緒になって作り上げたということで、そのときに、これはかいもちに、これはじゃこ天に、漁協の関係ですが、漁協の関係だ、農協の関係だ、そういうことをそれぞれ専用にするということでつくっておるものですから、なかなか、稼働率が悪いけえやめてくれとか、のいてくれ、かわってくれということができない施設になっておるといのが旧町からの引き継ぎでありました。

しかしながら、私たちも、稼働率が悪いんだったら、さっき部長が説明しましたように、かいもちなんかは夏場はつくれないということですから、夏場は全部閉まっているともしたいんじゃないかということで交渉はいたしておりますが、なかなか別の業者を入れるということまでには至っておりませんし、じゃこ天はなかなか、生産する方々がもうやめてしまったので、空きましたので、今は別のスペースに利用しようという話になっております。

いずれにいたしましても、増築の一つの大きな要因は、通路に出しておる生野菜や柑橘類を中に入れたいということが、今回の大きな増築の一つの要因でございます。

○議長（荒川 政義君） 林産業建設部長。

○産業建設部長（林 輝昭君） 先ほどの、空きスペースがあるのにどうしてという話なんですが、一応、チャレンジショップにつきましては、募集要項の中に土日営業が条件ということで書いてあるというふうに今聞いておりますので、土日以外に開ければ当然増えますから、率がですね。ただ、これが不要施設かということになると、空いている、使っていないから不要というこ

とではないというふうに思います。

○議長（荒川 政義君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論を行います。議案第15号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第15号平成30年度道の駅サザンセットとうわ増築工事（建築）の請負契約の締結について、原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は可決されました。

暫時休憩をいたします。

午後0時13分休憩

.....

午後0時14分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4. 岩国基地関連対策特別委員会の設置について

○議長（荒川 政義君） 日程第4、岩国基地関連対策特別委員会の設置を議題とします。

なお、特別委員会の目的等については、既にお手元に配付してあるとおりでございますので、御高覧をよろしくお願いをいたします。

お諮りいたします。

本案については、お手元に配付のとおり、委員会条例第5条の規定により、8名の委員で構成する岩国基地関連対策特別委員会を設置し、米軍岩国基地が存在し、米軍再編の状況によっては、本町の住民生活環境への影響がどのように想定されるのか、住民負担の軽減と安心安全対策をどう確保していくのか、岩国基地関連の対策について関係機関との連携、情報交換を通して、最良策を検討することの調査・研究が終了するまで、これを付託の上、閉会中の継続審査とすることにしたいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、本案については、8人の委員で構成する岩国基地関連対策特別委員会を設置し、米軍岩国基地が存在し、米軍再編の状況によっては、本

町の住民生活環境への影響がどのように想定されるのか、住民負担の軽減と安心安全対策をどう確保していくのか、岩国基地関連の対策について関係機関との連携、情報交換を通して、最良策を検討することの調査・研究が終了するまで、これを付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました岩国基地関連対策特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、砂田議員、平野議員、松井議員、尾元議員、新山議員、久保議員、小田議員、そして、私、荒川、以上8名を指名いたしたいと思えます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました8名の議員を、岩国基地関連対策特別委員会委員に選任することに決定しました。

それでは直ちに岩国基地関連対策特別委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選をされませうようお願いを申し上げます。

暫時休憩をいたします。

午後0時16分休憩

.....

午後0時21分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引続き会議を開きます。

岩国基地関連対策特別委員会における委員長及び副委員長の互選の結果を報告します。

委員長、久保雅己議員、副委員長、新山玄雄議員が互選されました。

委員長、副委員長におかれましては、よろしくお祈りをいたします。

日程第5. 地域活性化・害獣対策特別委員会の設置について

○議長（荒川 政義君） 日程第5、地域活性化・害獣対策特別委員会の設置についてを議題とします。

お諮りします。

本案については、お手元に配付のとおり、委員会条例第5条の規定により、7名の委員で構成する地域活性化・害獣対策特別委員会を設置し、地域資源を活用した人口定住の促進並びにイノシシや新たにヌートリア等の害獣報告もあり、その被害を拡大させない取り組みに向けての調査・研究が終了するまで、これを付託の上、閉会中の継続審査とすることにしたいと思えます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、本案については、7名の委員で構成する地域活性化・害獣対策特別委員会を設置し、地域資源を活用した人口定住の促進並びにイノシシや新たにヌートリア等の害獣報告もあり、その被害を拡大させない取り組みに向けての調査・研究が終了するまで、これを付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました地域活性化・害獣対策特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、新田議員、田中議員、砂田議員、平野議員、新山議員、小田議員、そして私、荒川、以上7名を指名したいと思えます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました7名の議員を、地域活性化・害獣対策特別委員会委員に選任することに決定しました。

それでは、直ちに地域活性化・害獣対策特別委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選をされますようお願いをいたします。

暫時休憩をします。

午後0時23分休憩

.....

午後0時27分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引続き会議を開きます。

地域活性化・害獣対策特別委員会における委員長及び副委員長の互選の結果を報告します。

委員長、平野和生議員、副委員長、新田健介議員が互選されました。

委員長、副委員長におかれましては、よろしくお願いを申し上げます。

日程第6. 防災対策特別委員会の設置について

○議長（荒川 政義君） 日程第6、防災対策特別委員会の設置についてを議題とします。

お諮りします。

本案については、お手元に配付のとおり、委員会条例第5条の規定により、7名の委員で構成する防災対策特別委員会を設置し、近年、自然災害による甚大な被害が頻発している。これらの災害に備えるため日ごろからの準備が急務であり、町内全域として、また各地域としてどのように取り組んでいけばよいかの調査・研究が終了するまで、これを付託の上、閉会中の継続審査とすることにしたいと思えます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、本案については、7名の委員で構成する

防災対策特別委員会を設置し、近年、自然災害による甚大な被害が頻発している。これらの災害に備えるため日ごろからの準備が急務であり、町内全域として、また各地域としてどのように取り組んでいけばよいかの調査・研究が終了するまで、これを付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました防災対策特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、藤本議員、吉村議員、吉田議員、松井議員、尾元議員、中本議員、久保議員、以上7名を指名したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました7名の議員を、防災対策特別委員会委員に選任することに決定しました。

それでは、直ちに防災対策特別委員会の正副委員長の互選をお願いをいたします。

暫時休憩をします。

午後0時29分休憩

.....

午後0時36分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引続き会議を開きます。

防災対策特別委員会の正副委員長が報告されております。

防災対策特別委員会委員長、尾元武議員、副委員長、吉村忍議員が互選されました。

委員長、副委員長におかれましては、よろしくお願いを申し上げます。

日程第7. 議会広報編集特別委員会の設置について

○議長（荒川 政義君） 日程第7、議会広報編集特別委員会の設置についてを議題とします。

お諮りします。

本案については、お手元に配付のとおり、委員会条例第5条の規定により、7人の委員で構成する議会広報編集特別委員会を設置し、議会広報編集発行について、議会広報編集発行の任を終了するまで、これを付託の上、閉会中の継続審査とすることにしたいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、本案については、7人の委員で構成する議会広報編集特別委員会を設置し、議会広報編集発行について、議会広報編集発行の任を終了するまで、これを付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました議会広報編集特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、藤本議員、新田議員、吉村議員、平野議員、松井議員、新山議員、久保議員、以上7名を指名したいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました7名の議員を、議会広報編集特別委員会委員に選任することに決定しました。

それでは、直ちに議会広報編集特別委員会の正副委員長の互選をお願いをいたします。

暫時休憩をします。

午後0時38分休憩

午後0時43分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会広報編集特別委員会の正副委員長が報告されております。

委員長、新山玄雄議員、副委員長、藤本浄孝議員が互選されました。

委員長、副委員長におかれましては、よろしくお祈りを申し上げます。

日程第8．病院事業改革等特別委員会の設置について

○議長（荒川 政義君） 日程第8、病院事業改革等特別委員会の設置についてを議題とします。

お諮りします。

本案については、お手元に配付のとおり、委員会条例第5条の規定により、8名の委員で構成する病院事業改革等特別委員会を設置し、病院事業の健全運営並びに町民の安心安全を確保するための今後の医療体制についての調査・研究が終了するまで、これを付託の上、閉会中の継続審査とすることにしたいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、本案については、8名の委員で構成する病院事業改革等特別委員会を設置し、病院事業の健全運営並びに町民の安心安全を確保するための今後の医療体制についての調査・研究が終了するまで、これを付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

お諮りします。

ただいま設置されました8名の委員で構成する病院事業改革等特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、尾元議員、砂田議員、平野議員、松井議員、新山

議員、久保議員、小田議員、そして私、荒川の以上8名を指名したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました8名の議員を病院事業改革（「議長」と呼ぶ者あり）はい。（「僕、あれで4つ目になるんですよ」と呼ぶ者あり）はい。（「今、平野って言いましたよね、たしか。5つの中で4つはちょっと、御遠慮します。お願いします」「平野さんが尾元さん」と呼ぶ者あり）ちょっと待ってよ。（発言する者あり）了解、わかりました。済みません。（「済みません」と呼ぶ者あり）訂正いたします。

お諮りいたします。

ただいま設置されました8名の委員で構成する病院事業改革等特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、藤本議員、砂田議員、松井議員、尾元議員、新山議員、久保議員、小田議員、そして私、荒川の以上8名を指名したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、ただいま指名いたしました8名の議員を病院事業改革等特別委員会の委員に選任することに決定しました。

それでは、直ちに病院事業改革等特別委員会の正副委員長の互選をお願いします。

暫時休憩をいたします。

午後0時46分休憩

.....

午後0時51分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

病院事業改革等特別委員会の正副委員長が報告されております。

委員長に新山玄雄議員、副委員長に藤本浄孝議員が互選されました。

委員長、副委員長におかれましては、よろしくお願いを申し上げます。

.....

○議長（荒川 政義君） 以上で、本日の日程は全部議了いたしました。

本日はこれにて散会をいたします。

次の会議は、12月17日月曜日、午前9時30分から開きます。

○事務局長（舛本 公治君） 御起立願います。一同、礼。

午後0時52分散会

.....